

NEWS RELEASE

2014年6月3日

起業家表彰制度

EY Entrepreneur Of The Year 2014 Japan

～起業家の一般公募開始～

新日本有限責任監査法人(所在地:東京都千代田区、理事長:加藤義孝)は、起業家表彰制度「EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー 2014 ジャパン(EY Entrepreneur Of The Year Japan)」のプログラムを実施いたします。

EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー(EY Entrepreneur Of The Year)とは、活躍する起業家の姿をロールモデルとして紹介し、後に続くアントレプレナーの輩出を支援するため、1986年にEY(アーンスト・アンド・ヤング)によって創設された起業家表彰制度です。現在、世界約60カ国で実施されています。

日本では、起業家を国際的なステージに輩出する唯一の起業家表彰制度として、2001年よりEY Entrepreneur Of The Year Japanを実施しており、本年で14年目を迎えます。

EY Entrepreneur Of The Year Japanは、アントレプレナーシップのロールモデル選出に取り組むとともに、本プログラムを通じ、世界に進出する起業家の支援、起業家コミュニティの形成など、次代を担う起業家のサポートを推進してまいります。

本年の実施概要は下記のとおりです。

—記—

EY Entrepreneur Of The Year 2014 Japan 実施概要

起業家のエントリー(自薦・他薦による公募)を開始し、11月に起業家精神を持ったリーダーをEY Entrepreneur Of The Year 2014 Japan 日本代表として表彰します。

EY Entrepreneur Of The Year 2014 Japan 日本代表は、翌年(2015年)6月に開催されるEY World Entrepreneur Of The Year 2015(世界大会)に参加し、各国を代表する起業家とともに、世界ナンバーワンの起業家を決めるEY World Entrepreneur Of The Year 2015の選考に臨みます。

今年のEY World Entrepreneur Of The Year 2014(世界大会)には、EY Entrepreneur Of The Year 2013 Japan 日本代表である石川康晴氏(株式会社クロスカンパニー 代表取締役社長)が参加予定です。

■ エントリー期間

2014年5月26日(月)～8月31日(日)

■ EY Entrepreneur Of The Year 2014 Japan 日本代表 選考スケジュール (予定)

| | |
|------------|--|
| 2014年8月～9月 | 書類選考 |
| 11月 | 審査委員会による候補者の面談 |
| 11月 | EY Entrepreneur Of The Year 2014 Japan アワード・レセプション開催 ファイナリスト選考、日本代表決定 |
| 2015年6月 | EY World Entrepreneur Of The Year 2015(世界大会)開催 |

■ 表彰カテゴリー

下記の3つの部門を設け、各部門にふさわしい起業家をファイナリストとして表彰し、最終的に日本代表1名を決定いたします。

<National Entrepreneur Of the Year 部門>

東証一部上場企業およびそれに準ずる企業の起業家で、ビジネスのリーダーとしてさまざまな分野で活躍されている起業家が対象。

(例)

- ・企業活動を海外展開し、グローバルな影響力を有する起業家
- ・ビジネスモデルの競争優位性や、技術マーケティング力および社会の影響力など国内外で注目される起業家
- ・相当の規模(例えば、売上高数百億円以上)で活動を展開し、業界を牽引している起業家

<Accelerating 部門>

審査対象となる企業(事業)に最低2年以上携わっている起業家で、新興市場上場企業およびそれに準ずる規模の企業(事業)の経営に携わっている起業家が対象。

(例)

- ・国内で一定の影響力を有し、更なる成長が期待される企業(事業)の経営に携わっている起業家

<Challenging Spirit 部門>

スタートアップ段階の企業(事業)の経営に携わっている起業家が対象。

(例)

- ・審査対象となる企業(事業)が、原則として創業(または事業に関与して)から7年を経過していない起業家
- ・長年研究開発(または試行錯誤)してきた技術(ないしビジネスモデル)の確立に一定のめどが付き、幅広い展開を今後予定している起業家
- ・革新的な技術(またはビジネス)を持ち、今後の展開を予定している起業家

■ 審査基準

主に次の6つの視点で審査いたします。

1. Entrepreneurial spirit

起業家としての経験、創業から現在に至るストーリー、チャレンジ精神の発揮等の観点から、起業家精神について評価します。

2. Financial performance

過去の業績、資金調達実績、投資実績、株価、持続可能な成長に向けた戦略等、さまざまな側面から、財務面でのパフォーマンスを評価します。

3. Strategic direction

事業に対するビジョン、成長や差別化に向けた戦略、企業文化などの観点から、事業戦略について評価します。

4. Global (or community) impact

事業の国際性や国際的な影響力等を評価します。現在、海外展開を行っていない場合は、今後の国際展開のための戦略と事業モデルを評価します。

5. Innovation

製品やサービスの革新性、創造性等について評価します。

6. Personal integrity/influence

後進の起業家達のロールモデルとしての存在、社会的な取組み、社会貢献活動などについて評価します。

■ 運営体制

主 催 : 新日本有限責任監査法人

運 営 : 新日本有限責任監査法人 EY アントレプレナー・オブ・ザ・イヤー運営事務局

審査委員・アドバイザー :

各界より、各事業分野に精通した方、事業経験豊富で起業に理解の深い方々に、ファイナリストおよび日本代表の審査と選考をご支援いただいています。

推薦部会 : 趣旨に賛同するボランティアの方に、候補者の発掘と推薦、書類選考までをご支援いただいています。

参考資料

[EY Entrepreneur Of The Year Japan 歴代受賞者、主な EY World Entrepreneur Of The Year 受賞者および海外での EY Entrepreneur Of The Year 受賞者]

EY Entrepreneur Of The Year Japan 歴代日本代表

- ▶ 2013 年 石川康晴氏 (株式会社クロスカンパニー)
- ▶ 2012 年 松村博史氏 (医療法人徳真会グループ)
- ▶ 2011 年 山村 章氏 (株式会社フェローテック)
- ▶ 2010 年 田中 仁氏 (株式会社ジェイアイエヌ)
- ▶ 2009 年 庄司秀樹氏 (東洋システム株式会社)
- ▶ 2008 年 石橋博良氏 (株式会社ウェザーニューズ)
- ▶ 2007 年 隣 良郎氏 (株式会社エヌ・ピー・シー)
- ▶ 2006 年 鈴木清幸氏 (株式会社アドバンス・メディア)
- ▶ 2005 年 杉本哲哉氏 (株式会社マクロミル)
- ▶ 2004 年 坂本 孝氏 (ブックオフコーポレーション株式会社)
- ▶ 2003 年 石川光久氏 (株式会社プロダクション・アイジー)
- ▶ 2002 年 新藤次郎氏 (株式会社セラータムテクノロジー)
- ▶ 2001 年 飯塚哲哉氏 (ザインエレクトロニクス株式会社)

主な EY World Entrepreneur Of The Year 受賞者

- ▶ 2013 年 ハムディ・ウルカヤ氏 (チョバーニ / 米国)
- ▶ 2012 年 ジェームス・ムワンギ氏 (エクイティ銀行 / ケニア)
- ▶ 2011 年 オリビア・ラム氏 (ハイフラックス / シンガポール)
- ▶ 2010 年 マイケル・スペンサー氏 (ICAP / 英国)
- ▶ 2009 年 ツァオ・ダーワン氏 (フーヤオガラス / 中国)
- ▶ 2008 年 ジャン・ポール・クローゼル氏 (アクテリオン ファーマシューティカルズ / スイス)
- ▶ 2007 年 ギー・ラリベータ氏 (シルク・ドウ・ソレイユ / カナダ)

主な海外での EY Entrepreneur Of The Year 受賞者

- ▶ スコット・マクニーリ氏 (サン・マイクロシステムズ)
- ▶ マイケル・デル氏 (デル・コンピュータ)
- ▶ ハワード・シュルツ氏 (スターバックス・コーヒー)
- ▶ ジェフ・ベゾス氏 (アマゾン・ドットコム)
- ▶ サーゲイ・ブリン氏 / ラリー・ページ氏 (グーグル)

以上

《 EY Entrepreneur Of The Year 2014 Japan に関するお問い合わせ 》

新日本有限責任監査法人 EY アントレプレナー・オブ・ザ・イヤー 運営事務局

TEL : 03 3503 1004 FAX : 03 3503 2361

<http://www.shinnihon.or.jp/eoy>

《 報 道 関 係 の お 問 い 合 わ せ 》

新日本有限責任監査法人 広報室

TEL : 03 3503 1037 FAX : 03 3503 1041